

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

○	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）（抄）（第一条関係）	1
○	独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）（抄）（第二条関係）	16
○	宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第三条関係）	20
○	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（抄）（第四条関係）	21
○	不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）（第五条関係）	22
○	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（抄）（第六条関係）	23
○	※現行条文は、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める 政令等の一部を改正する政令（令和七年政令第二百七十九号）」により改正された後の条文（令和七年十二月十八日施行）	24
○	行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）（抄）（第七条関係）	24
○	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第二項関係）	25

○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令 目次 第一章 マンション再生事業 第一節 施行者 第一款 マンション再生組合（第一条―第十四条） 第二款 個人施行者（第十五条・第十六条） 第二節 権利変換手続等（第十七条―第二十五条） 第三節 雑則（第二十六条・第二十七条） 第二章 マンション等売却事業 第一節 マンション等売却組合（第二十八条―第三十一条） 第二節 分配金取得手続等（第三十二条―第三十四条） 第三節 雑則（第三十五条） 第三章 マンション除却事業 第一節 マンション除却組合（第三十五条の二―第三十五条の五） 第二節 補償金支払手続等（第三十五条の六―第三十五条の八） 第三節 雑則（第三十五条の九） 第三章の二 除却等をする必要のあるマンションに係る容積率等の特例に係る敷地面積の規模（第三十五条の十） 第四章 敷地分割事業 第一節 敷地分割組合（第三十六条―第四十一条）	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令 目次 第一章 マンション建替事業 第一節 施行者 第一款 マンション建替組合（第一条―第十四条） 第二款 個人施行者（第十五条・第十六条） 第二節 権利変換手続等（第十七条―第二十五条） 第三節 雑則（第二十六条） 第二章 除却する必要があるマンションに係る容積率の特例に係る敷地面積の規模（第二十七条） 第三章 マンション敷地売却事業 第一節 マンション敷地売却組合（第二十八条―第三十一条） 第二節 分配金取得手続等（第三十二条―第三十四条） 第三節 雑則（第三十五条） 第四章 敷地分割事業 第一節 敷地分割組合（第三十六条―第四十一条）

第二節 雑則（第四十二条・第四十三条）
第五章 雑則（第四十四条・第四十五条）
附則

第一章 マンション再生事業

第一節 施行者

第一款 マンション再生組合

（事業計画の縦覧についての公告）

第一条 市町村長は、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「法」という。）第十一条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告しなければならない。

（意見書の内容の審査の方法）

第一条の二 法第十一条第四項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条の規定を、法第十一条第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「都道府県知事等（マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第四条の二第二項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。）は」と、「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と、「審理員」とあるのは「都道府県知

第二節 雑則（第四十二条・第四十三条）
第五章 雑則（第四十四条・第四十五条）
附則

第一章 マンション建替事業

第一節 施行者

第一款 マンション建替組合

（事業計画の縦覧についての公告）

第一条 市町村長は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第十一条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告しなければならない。

（意見書の内容の審査の方法）

第一条の二 法第十一条第四項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条の規定を、法第十一条第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「都道府県知事等（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第四条の二第二項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。）は」と、「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と、「審理員」とあるのは「都道府県

事等」と、同令第九条中「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と読み替えるものとする。

(再生前マンシヨンの名称等を表示する図書の縦覧)

第二条 市町村長は、法第十四条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による図書の送付を受けたときは、直ちに、その図書を公衆の縦覧に供する旨並びに縦覧の場所及び時間を公告しなければならない。

(代表者の選任等)

第三条 法第十六条第二項の規定により一人の組合員とみなされる数人の者は、そのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）をマンシヨン再生組合（以下この章において「組合」という。）に通知しなければならない。

2 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもって組合に対抗することができない。

3 第一項の代表者の解任は、組合にその旨を通知するまでは、これをもって組合に対抗することができない。

(定款又は事業計画の変更に関する特別議決事項)

第十三条 定款の変更のうち法第三十条第一項の政令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

- 一 再生前マンシヨン又は再建敷地の追加又は数の縮減
 - 二 参加組合員に関する事項の変更
 - 三 事業に要する経費の分担に関する事項の変更
 - 四 総代会の新設又は廃止
- 2 事業計画の変更のうち法第三十条第一項の政令で定める重要な事項は、再生後マンシヨンの敷地の区域の変更とする。

知事等」と、同令第九条中「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と読み替えるものとする。

(施行マンシヨンの名称等を表示する図書の縦覧)

第二条 市町村長は、法第十四条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による図書の送付を受けたときは、直ちに、その図書を公衆の縦覧に供する旨並びに縦覧の場所及び時間を公告しなければならない。

(代表者の選任等)

第三条 法第十六条第二項の規定により一人の組合員とみなされる数人の者は、そのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）をマンシヨン建替組合（以下この章において「組合」という。）に通知しなければならない。

2 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもって組合に対抗することができない。

3 第一項の代表者の解任は、組合にその旨を通知するまでは、これをもって組合に対抗することができない。

(定款又は事業計画の変更に関する特別議決事項)

第十三条 定款の変更のうち法第三十条第一項の政令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施行マンシヨンの変更
 - 二 参加組合員に関する事項の変更
 - 三 事業に要する経費の分担に関する事項の変更
 - 四 総代会の新設又は廃止
- 2 事業計画の変更のうち法第三十条第一項の政令で定める重要な事項は、施行再建マンシヨンの敷地の区域の変更とする。

第二款 個人施行者

(再生前マンションの名称等を表示する図書の縦覧)

第十五条 第二条の規定は、市町村長が法第四十九条第一項（法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による図書の送付を受けたときについて準用する。

第二節 権利変換手続等

(差押えがある場合の通知)

第十七条 施行者は、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は滞納処分（国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。）による差押えがされている再生前マンションの区分所有権若しくは敷地利用権（既登記のものに限る。第三項において同じ。）若しくは再建敷地の敷地共有持分等（既登記のものに限る。同項において同じ。））、隣接施行敷地権（既登記のものに限る。同項において同じ。）又は施行底地権について権利変換手続開始の登記がされたときは、遅滞なく、その旨を当該差押えに係る配当手続を実施すべき機関（以下「配当機関」という。）に通知しなければならない。

2 施行者は、権利変換計画若しくはその変更の認可を受けたとき、又は権利変換計画について法第六十六条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、前項の差押えに係る権利についての関係事項を同項の差押えに係る配当機関に通知しなければならない。

3 第一項の差押えに係る再生前マンションの区分所有権若しくは敷地利用権若しくは再建敷地の敷地共有持分等、隣接施行敷地権又は施行底地権について権利変換手続開始の登記が抹消されたときは、施行者（組合にあっては、その清算人）は、遅滞なく、そ

第二款 個人施行者

(施行マンションの名称等を表示する図書の縦覧)

第十五条 第二条の規定は、市町村長が法第四十九条第一項（法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による図書の送付を受けたときについて準用する。

第二節 権利変換手続等

(差押えがある場合の通知)

第十七条 施行者は、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は滞納処分（国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。）による差押えがされている施行マンションの区分所有権若しくは敷地利用権（既登記のものに限る。第三項において同じ。）又は隣接施行敷地の所有権若しくは借地権（既登記のものに限る。同項において同じ。）について権利変換手続開始の登記がされたときは、遅滞なく、その旨を当該差押えに係る配当手続を実施すべき機関（以下「配当機関」という。）に通知しなければならない。

2 施行者は、権利変換計画若しくはその変更の認可を受けたとき、又は権利変換計画について法第六十六条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、前項の差押えに係る権利についての関係事項を同項の差押えに係る配当機関に通知しなければならない。

3 第一項の差押えに係る施行マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は隣接施行敷地の所有権若しくは借地権について権利変換手続開始の登記が抹消されたときは、施行者（組合にあっては、その清算人）は、遅滞なく、その旨を同項の差押えに係る配

の旨を同項の差押えに係る配当機関に通知しなければならない。

(債権額の確認方法等)

第十九条 法第七十八条第一項の規定により裁判所以外の配当機関に補償金が払い渡された場合においては、国税徴収法第三百三十条第一項中「売却決定の日の前日まで」とあるのは「税務署長が指定した日まで」と、同条第三項中「売却決定の時まで」とあるのは「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）第十九条第一項の規定により読み替えられた第一項の規定により税務署長が指定した日まで」と、同法第三百三十一条中「換価財産の買受代金の納付の日から」とあるのは「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令第十九条第一項の規定により読み替えられた前条第一項の規定により指定した日から」とする。

2 前項の規定により読み替えられた国税徴収法第三百三十条第一項の規定又はその例により日を指定するときは、同法第九十五条第二項及び第九十六条第二項の規定の例により、公告及び催告をしなければならない。

(再生後マンションの区分所有権等の価額等の確定)

第二十二條 法第八十四条の規定により確定する再生後マンションの区分所有権の価額は、同条の規定により確定した費用の額を当該区分所有権に係る再生後マンションの専有部分の床面積等に応じて国土交通省令で定めるところにより按分した額（以下この項において「費用の按分額」という。）を償い、かつ、法第六十二条に規定する三十日の期間を経過した日（次項において「基準日」という。）における近傍同種の建築物の区分所有権の取引価格等を参酌して定めた当該区分所有権の価額の見込額（以下この項において「市場価額」という。）を超えない範囲内の額とする。この場合において、費用の按分額が市場価額を超えるときは、市

当機関に通知しなければならない。

(債権額の確認方法等)

第十九条 法第七十八条第一項の規定により裁判所以外の配当機関に補償金が払い渡された場合においては、国税徴収法第三百三十条第一項中「売却決定の日の前日まで」とあるのは「税務署長が指定した日まで」と、同条第三項中「売却決定の時まで」とあるのは「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）第十九条第一項の規定により読み替えられた第一項の規定により税務署長が指定した日まで」と、同法第三百三十一条中「換価財産の買受代金の納付の日から」とあるのは「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令第十九条第一項の規定により読み替えられた前条第一項の規定により指定した日から」とする。

2 前項の規定により読み替えられた国税徴収法第三百三十条第一項の規定又はその例により日を指定するときは、同法第九十五条第二項及び第九十六条第二項の規定の例により、公告及び催告をしなければならない。

(施行再建マンションの区分所有権等の価額等の確定)

第二十二條 法第八十四条の規定により確定する施行再建マンションの区分所有権の価額は、同条の規定により確定した費用の額を当該区分所有権に係る施行再建マンションの専有部分の床面積等に応じて国土交通省令で定めるところにより按分した額（以下この項において「費用の按分額」という。）を償い、かつ、法第六十二条に規定する三十日の期間を経過した日（次項において「基準日」という。）における近傍同種の建築物の区分所有権の取引価格等を参酌して定めた当該区分所有権の価額の見込額（以下この項において「市場価額」という。）を超えない範囲内の額とする。この場合において、費用の按分額が市場価額を超えるときは

場価額をもって当該区分所有権の価額とする。

- 2 法第八十四条の規定により確定する再生後マンションの敷地利
用権の価額は、基準日における近傍類似の土地に関する同種の権
利の取引価格等を参酌して定めた当該敷地利用権の価額の見込
額とする。

- 3 法第八十四条の規定により確定する再生後マンションの部分
の家賃の額は、法第五十八条第一項第十七号の標準家賃の概算額に
、国土交通省令で定めるところにより、当該再生後マンションの
部分に賃借権を与えられることとなる者が従前再生前マンション
について有していた賃借権の価額を考慮して、必要な補正を行っ
た額とする。

(管理規約の縦覧等)

- 第二十三条 施行者は、法第九十四条第一項又は第三項の規定によ
り管理規約を定めようとするときは、当該管理規約を二週間公衆
の縦覧に供しななければならない。この場合においては、あらかじ
め、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するとともに、再生後
マンションの区分所有権を有する者又は有することとなる者にこ
れらの事項を通知しなければならない。

- 2 再生後マンションの区分所有権を有する者又は有することとな
る者は、縦覧期間内に、管理規約について施行者に意見書を提出
することができる。

(書類の送付に代わる公告)

- 第二十五条 法第九十六条第一項の規定による公告は、官報、公報
その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、かつ、書類の
送付を受けるべき者がその権利を有する再生前マンションの敷地
若しくは再建敷地又は隣接施行敷地（法第八十一条の建築工事又
は更新工事の完了の公告の日以後にあつては、再生後マンション
の敷地。次項において同じ。）の区域内の適当な場所に掲示して

、市場価額をもって当該区分所有権の価額とする。

- 2 法第八十四条の規定により確定する施行再建マンションの敷地
利用権の価額は、基準日における近傍類似の土地に関する同種の
権利の取引価格等を参酌して定めた当該敷地利用権の価額の見込
額とする。

- 3 法第八十四条の規定により確定する施行再建マンションの部分
の家賃の額は、法第五十八条第一項第十一号の標準家賃の概算額
に、国土交通省令で定めるところにより、当該施行再建マンシヨ
ンの部分に賃借権を与えられることとなる者が従前施行マンシヨ
ンについて有していた賃借権の価額を考慮して、必要な補正を行
った額とする。

(管理規約の縦覧等)

- 第二十三条 施行者は、法第九十四条第一項又は第三項の規定によ
り管理規約を定めようとするときは、当該管理規約を二週間公衆
の縦覧に供しななければならない。この場合においては、あらかじ
め、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するとともに、施行再
建マンションの区分所有権を有する者又は有することとなる者に
これらの事項を通知しなければならない。

- 2 施行再建マンションの区分所有権を有する者又は有することとな
る者は、縦覧期間内に、管理規約について施行者に意見書を提
出することができる。

(書類の送付に代わる公告)

- 第二十五条 法第九十六条第一項の規定による公告は、官報、公報
その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、かつ、施行マ
ンションの敷地又は隣接施行敷地（法第八十一条の建築工事の完
了の公告の日以後にあつては、施行再建マンションの敷地。次項
において同じ。）の区域内の適当な場所に掲示して行わなければ
ならない。

行わなければならない。

2 前項の場合においては、同項の再生前マンションの敷地若しくは再建敷地又は隣接施行敷地の所在地の市町村長及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所の所在地の市町村長は、同項の掲示がされている旨の公告をしなければならない。この場合において、施行者は、市町村長に当該市町村長が行うべき公告の内容を通知しなければならない。

3 第一項の掲示は、前項の規定により市町村長が行う公告のあった日から十日間しなければならない。

4 法第九十六条第二項の公告の日は、前項の規定により行う掲示の期間の満了日とする。

第三節 雑則

(削る)

第二十七条 削除

2 前項の場合においては、施行マンションの敷地又は隣接施行敷地の所在地の市町村長及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所の所在地の市町村長は、同項の掲示がされている旨の公告をしなければならない。この場合において、施行者は、市町村長に当該市町村長が行うべき公告の内容を通知しなければならない。

3 第一項の掲示は、前項の規定により市町村長が行う公告のあった日から十日間なければならない。

4 法第九十六条第二項の公告の日は、前項の規定により行う掲示の期間の満了日とする。

第三節 雑則

第二章 除却する必要があるマンションに係る容積率の特例に係る敷地面積の規模

第二十七条 法第一百五十一条の政令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる地域又は区域の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

地域又は区域	敷地面積の規模 (単位 平方メートル)
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域若しくは田園住居地域又は同号に規定する用途地域の指定のない区域	一、〇〇〇

第二章 マンション等売却事業

第一節 マンション等売却組合

(代表者の選任等)

第二十八条 法第二百五条第二項の規定により一人の組合員とみなされる数人の者は、そのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）をマンション等売却組合（以下この章において「組合」という。）に通知しなければならない。

2 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもって組合に対抗することができない。

3 第一項の代表者の解任は、組合にその旨を通知するまでは、これをもって組合に対抗することができない。

(定款の変更に関する特別議決事項)

第三十条 法第三百十条の政令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

一 売却等マンション又は売却敷地の追加又は数の縮減

都市計画法第八条第一項一号に掲げる第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域	五〇〇
都市計画法第八条第一項一号に掲げる近隣商業地域又は商業地域	三〇〇

第三章 マンション敷地売却事業

第一節 マンション敷地売却組合

(代表者の選任等)

第二十八条 法第二百五条第二項の規定により一人の組合員とみなされる数人の者は、そのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）をマンション敷地売却組合（以下この章において「組合」という。）に通知しなければならない。

2 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもって組合に対抗することができない。

3 第一項の代表者の解任は、組合にその旨を通知するまでは、これをもって組合に対抗することができない。

(定款の変更に関する特別議決事項)

第三十条 法第三百十条の政令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

(新設)

- 二 事業に要する経費の分担に関する事項の変更
三 総代会の新設又は廃止

第二節 分配金取得手続等

(差押えがある場合の通知等)

第三十三条 第十七条の規定は、売却等マンションの区分所有権若しくは敷地利用権（既登記のものに限る。）又は売却敷地の敷地共有持分等（既登記のものに限る。）に差押えがある場合について準用する。この場合において、同条第一項中「施行者」とあるのは「法第百九条に規定する組合（以下単に「組合」という。）」と、同項及び同条第三項中「権利変換手続開始の登記」とあるのは「分配金取得手続開始の登記」と、同条第二項中「施行者」とあるのは「組合」と、「権利変換計画」とあるのは「分配金取得計画」と、「法第六十六条」とあるのは「法第百四十五条」と、同条第三項中「施行者（組合にあつては、その清算人）」とあるのは「組合の清算人」と読み替えるものとする。

2 第十八条から第二十一条までの規定は、法第百五十二条及び第百五十四条において準用する法第七十八条第一項又は第四項の規定による分配金又は補償金の払渡し及びその払渡しがあつた場合における滞納処分について準用する。この場合において、第十九条第一項中「第十九条第一項」とあるのは、「第三十三条第二項において準用する同令第十九条第一項」と読み替えるものとする。

(書類の送付に代わる公告)

第三十四条 法第百五十九条第一項の公告は、官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、かつ、書類の送付を受けるべき者がその権利を有する売却等マンションの敷地又は売却敷地の区域内の適当な場所に掲示して行わなければならない。

- 一 事業に要する経費の分担に関する事項の変更
二 総代会の新設又は廃止

第二節 分配金取得手続等

(差押えがある場合の通知等)

第三十三条 第十七条の規定は、売却マンションの区分所有権又は敷地利用権（既登記のものに限る。）に差押えがある場合について準用する。この場合において、同条第一項中「施行者」とあるのは「法第百六条に規定する組合（以下単に「組合」という。）」と、同項及び同条第三項中「権利変換手続開始の登記」とあるのは「分配金取得手続開始の登記」と、同条第二項中「施行者」とあるのは「組合」と、「権利変換計画」とあるのは「分配金取得計画」と、「法第六十六条」とあるのは「法第百四十五条」と、同条第三項中「施行者（組合にあつては、その清算人）」とあるのは「組合の清算人」と読み替えるものとする。

2 第十八条から第二十一条までの規定は、法第百五十二条及び第百五十四条において準用する法第七十八条第一項又は第四項の規定による分配金又は補償金の払渡し及びその払渡しがあつた場合における滞納処分について準用する。この場合において、第十九条第一項中「第十九条第一項」とあるのは、「第三十三条第二項において準用する同令第十九条第一項」と読み替えるものとする。

(書類の送付に代わる公告)

第三十四条 法第百五十九条第一項の公告は、官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、かつ、売却マンションの敷地の区域内の適当な場所に掲示して行わなければならない。

2 第二十五条第二項から第四項までの規定は、前項の公告について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、同条第二項中「再生前マンションの敷地若しくは再建敷地又は隣接施行敷地」とあるのは「売却等マンションの敷地又は売却敷地」と、「施行者」とあるのは「法第九十六条に規定する組合」と、同条第四項中「法第九十六条第二項」とあるのは「法第五十九条第二項」と読み替えるものとする。

第三章 マンション除却事業

第一節 マンション除却組合

(代表者の選任等)

第三十五条の二 法第六十三條の十八第二項の規定により一人の組合員とみなされる数人の者は、そのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）をマンション除却組合（以下この章において「組合」という。）に通知しなければならない。

2 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもって組合に對抗することができない。

3 第一項の代表者の解任は、組合にその旨を通知するまでは、これをもって組合に對抗することができない。

(組合の役員等の解任請求)

第三十五条の三 第四条から第十二条までの規定は、法第六十三條の十九第三項及び第六十三條の二十五第三項において準用する法第二十三条の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任請求について準用する。この場合において、第十二条中「法第二十三条第二項（法第三十二条第三項において準用する場合を

2 第二十五条第二項から第四項までの規定は、前項の公告について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、同条第二項中「施行マンションの敷地又は隣接施行敷地」とあるのは「売却マンションの敷地」と、「施行者」とあるのは「法第九十六条に規定する組合」と、同条第四項中「法第九十六条第二項」とあるのは「法第五十九条第二項」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

含む。」又は法第九十八条第六項」とあるのは、「法第六十三
条の十九第三項若しくは第六十三条の二十五第三項において準
用する法第二十三条第二項又は法第六十三条の五十三第六項」
と読み替えるものとする。

(定款の変更に関する特別議決事項)

第三十五条の四 法第六十三条の二十三の政令で定める重要な事
項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業に要する経費の分担に関する事項の変更
- 二 総代会の新設又は廃止

(組合に置かれる審査委員)

第三十五条の五 第十四条の規定は、組合に置かれる審査委員につ
いて準用する。

第二節 補償金支払手続等

(政令で定める損失の額)

第三十五条の六 法第六十三条の三十六第二項の政令で定める額
は、移転料、営業上の損失その他国土交通省令で定める損失につ
いて、国土交通省令で定めるところにより計算した額とする。

(差押えがある場合の通知等)

第三十五条の七 第十七条の規定は、除却マンションの区分所有権
に差押えがある場合について準用する。この場合において、同条
第一項中「施行者」とあるのは「法第六十三条の二に規定する
組合(以下単に「組合」という。)」と、同項及び同条第三項中
「権利変換手続開始の登記」とあるのは「補償金支払手続開始の
登記」と、同条第二項中「施行者」とあるのは「組合」と、「権
利変換計画」とあるのは「補償金支払計画」と、「法第六十六条

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

「とあるのは「法第六十三條の三十八」と、同條第三項中「施行者（組合にあつては、その清算人）」とあるのは「組合の清算人」と読み替えるものとする。

- 2 第十八條から第二十一條までの規定は、法第六十三條の四十五において準用する法第七十八條第一項又は第四項の規定による補償金の払渡し及びその払渡しがあつた場合における滞納処分について準用する。この場合において、第十九條第一項中「第十九條第一項」とあるのは、「第三十五條の七第二項において準用する同令第十九條第一項」と読み替えるものとする。

（書類の送付に代わる公告）

- 第三十五條の八 法第六十三條の五十一第一項の公告は、官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、かつ、除却マンシヨンの敷地の区域内の適当な場所に掲示して行わなければならない。

- 2 第二十五條第二項から第四項までの規定は、前項の公告について準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあり、及び同條第三項中「第一項」とあるのは「第三十五條の八第一項」と、同條第二項中「再生前マンシヨンの敷地若しくは再建敷地又は隣接施行敷地」とあるのは「除却マンシヨンの敷地」と、「施行者」とあるのは「法第六十三條の二に規定する組合」と、同條第四項中「法第九十六條第二項」とあるのは「法第六十三條の五十一第二項」と読み替えるものとする。

第三節 雜則

（都道府県知事等の行う解任の投票）

- 第三十五條の九 第二十六條の規定は、法第六十三條の五十三條第六項の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任の投票

（新設）

（新設）

（新設）

について準用する。この場合において、第二十六条第二項中「第二十六条第一項」とあるのは、「第三十五条の九において準用する第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

第三章の二 除却等をする必要のあるマンションに係る容積率等の特例に係る敷地面積の規模

第三十五条の十 法第六十三条の五十九第一項の政令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる地域又は区域の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

地 域 又 は 区 域	敷地面積の規模 (単位 平方メートル)
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域若しくは田園住居地域又は同号に規定する用途地域の指定のない区域	一、〇〇〇
都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域	五〇〇
都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域又は商業地域	三〇〇

(新設)

(新設)

第四章 敷地分割事業

第一節 敷地分割組合

(意見書の内容の審査の方法)

第三十七条 法第七十條第四項（法第八十三條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一條第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令第八條の規定を、法第七十條第四項において準用する行政不服審査法第三十七條第二項の規定による意見の聴取については同令第九條の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八條中「審理員は」とあるのは「都道府県知事等（マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第四條の二第二項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。）は」と、「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と、「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と、同令第九條中「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と読み替えるものとする。

第二節 雑則

(書類の送付に代わる公告)

第四十二條 法第二百十二條第一項の公告は、官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、かつ、分割実施敷地の区域内の適当な場所に掲示して行わなければならない。

2 第二十五條第二項から第四項までの規定は、前項の公告について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十二條第一項」と、同条第二項中「再生前マンションの敷地若しくは再建敷地又は

第四章 敷地分割事業

第一節 敷地分割組合

(意見書の内容の審査の方法)

第三十七条 法第七十條第四項（法第八十三條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一條第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令第八條の規定を、法第七十條第四項において準用する行政不服審査法第三十七條第二項の規定による意見の聴取については同令第九條の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八條中「審理員は」とあるのは「都道府県知事等（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第四條の二第二項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。）は」と、「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と、「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と、同令第九條中「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と読み替えるものとする。

第二節 雑則

(書類の送付に代わる公告)

第四十二條 法第二百十二條第一項の公告は、官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、かつ、分割実施敷地の区域内の適当な場所に掲示して行わなければならない。

2 第二十五條第二項から第四項までの規定は、前項の公告について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十二條第一項」と、同条第二項中「施行マンションの敷地又は隣接施行敷地」とあ

隣接施行敷地」とあるのは「分割実施敷地」と、「施行者」とあるのは「法第百六十四条に規定する組合」と、同条第四項中「法第九十六条第二項」とあるのは「法第二百十二条第二項」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

（事務の区分）

第四十四条 第一条、第二条（第十五条において準用する場合を含む。）、第四条第四項（第二十九条、第三十五条の三及び第三十九条において準用する場合を含む。）、第二十五条第二項（第三十四条第二項、第三十五条の八第二項及び第四十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十六条の規定により町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

るのは「分割実施敷地」と、「施行者」とあるのは「法第百六十四条に規定する組合」と、同条第四項中「法第九十六条第二項」とあるのは「法第二百十二条第二項」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

（事務の区分）

第四十四条 第一条、第二条（第十五条において準用する場合を含む。）、第四条第四項（第二十九条及び第三十九条において準用する場合を含む。）、第二十五条第二項（第三十四条第二項及び第四十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十六条の規定により町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

改 正 案	現 行
（合理的土地利用建築物） 第四条 法第二条第七項の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物であつて、延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合が主務省令で定める数値以上であるものとする。 一 耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この条において同じ。）であつて、敷地面積が五百平方メートル以上であり、かつ、その敷地内に主務省令で定める規模の空地を有するもの 二 土地の利用が細分されていることその他の事由により土地の利用状況が不健全な市街地の区域において、現に存する建築物が除却されるとともに、当該建築物の存していた土地及びその土地に隣接する土地を一の敷地として新たに建設される耐火建築物 三 再生後マンション（マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第十四号に規定する再生後マンション（同項第七号に規定するマンション更新事業に係るものを除く。）をいう。）又は売却再生後マンション（同法第四条第二項第七号に規定する売却等マンションが除却されるとともに当該売却等マンションの敷地（これに隣接する土地を含む。）に新たに建設されるマンション又は同法第二条第一項第二十三号に規定する売却敷地（これに隣接する土地を含む。）に新たに建設されるマンションをいう。）であつて、耐火建築物であり、かつ、敷地面積が三百平方メートル以上であるもの	（合理的土地利用建築物） 第四条 法第二条第七項の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物であつて、延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合が主務省令で定める数値以上であるものとする。 一 耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この条において同じ。）であつて、敷地面積が五百平方メートル以上であり、かつ、その敷地内に主務省令で定める規模の空地を有するもの 二 土地の利用が細分されていることその他の事由により土地の利用状況が不健全な市街地の区域において、現に存する建築物が除却されるとともに、当該建築物の存していた土地及びその土地に隣接する土地を一の敷地として新たに建設される耐火建築物 三 施行再建マンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第七号に規定する施行再建マンションをいう。）又は売却再建マンション（同項第十号に規定する売却マンションが除却されるとともに、当該売却マンションの敷地（これに隣接する土地を含む。）に新たに建設されるマンションをいう。）であつて、耐火建築物であり、かつ、敷地面積が三百平方メートル以上であるもの

四 前三号に掲げる建築物に準ずるものとして主務省令で定める建築物

第二章 業務

(住宅の建設等に付随する行為)

第五条 法第十三条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 住宅の建設に付随する土地又は借地権の取得
- 二 住宅の購入に付随する土地若しくは借地権の取得又は当該住宅の改良

2 法第十三条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 災害復興建築物の建設に付随する土地若しくは借地権の取得又は堆積土砂の排除その他の宅地の整備
- 二 災害復興建築物の購入に付随する土地若しくは借地権の取得又は当該災害復興建築物の改良
- 三 被災建築物の補修に付随する当該被災建築物の移転又は堆積土砂の排除その他の宅地の整備

3 法第十三条第一項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 災害予防代替建築物の建設に付随する土地又は借地権の取得
- 二 災害予防代替建築物の購入に付随する土地若しくは借地権の取得又は当該災害予防代替建築物の改良

4 法第十三条第一項第七号から第十号までの政令で定める行為は、土地又は借地権の取得とする。

(業務の委託の範囲等)

第七条 法第十六条第一項の政令で定める業務は、次の各号に掲げ

四 前三号に掲げる建築物に準ずるものとして主務省令で定める建築物

第二章 業務

(住宅の建設等に付随する行為)

第五条 法第十三条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 住宅の建設に付随する土地又は借地権の取得
- 二 住宅の購入に付随する土地若しくは借地権の取得又は当該住宅の改良

2 法第十三条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 災害復興建築物の建設に付随する土地若しくは借地権の取得又は堆積土砂の排除その他の宅地の整備
- 二 災害復興建築物の購入に付随する土地若しくは借地権の取得又は当該災害復興建築物の改良
- 三 被災建築物の補修に付随する当該被災建築物の移転又は堆積土砂の排除その他の宅地の整備

3 法第十三条第一項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 災害予防代替建築物の建設に付随する土地又は借地権の取得
- 二 災害予防代替建築物の購入に付随する土地若しくは借地権の取得又は当該災害予防代替建築物の改良

4 法第十三条第一項第七号から第九号までの政令で定める行為は、土地又は借地権の取得とする。

(業務の委託の範囲等)

第七条 法第十六条第一項の政令で定める業務は、次の各号に掲げ

る者の区分に応じ、当該各号に定める業務及びこれらに附帯する業務とする。

一 法第十六条第一項第一号に掲げる者 次に掲げる業務

イ 譲り受けた貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務

ロ 住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）第三条に規定する保険関係が成立した貸付けについて保険法（平成二十五年法律第五十六号）第二十五条第一項の規定により取得した貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務

ハ 法第十三条第一項第五号から第十一号まで並びに第二項第五号から第七号まで、第九号及び第十号の業務（貸付けの決定及び第三号に定める業務を除く。）

ニ 法第十三条第一項第十二号の業務（同号に規定する生命保険又は生命共済に係る契約の締結を除く。）

二 法第十六条第一項第二号に掲げる者 前号イからハまでに掲げる業務（同号ハに掲げる業務にあつては、貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務に限る。）

三 法第十六条第一項第三号に掲げる者（次項第二号に掲げる法人を除く。） 次に掲げる業務

イ 貸付金に係る建築物若しくは建築物の部分の工事、災害復興建築物、避難指示・解除区域原子力災害代替建築物（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十一条に規定する避難指示・解除区域原子力災害代替建築物をいう。）若しくは原子力災害代替建築物（同法第四十三条に規定する原子力災害代替建築物をいう。）の建設若しくは被災建築物の補修に付随する堆積土砂の排除その他の宅地の整備に関する工事、災害予防関連工事又は法第十三条第二項第五号の規定による貸付け（福島復興再生特別措置法第三十一条及び第四十三条の規定によるものを除く。）に係る土地の補修に関する工事の審査

る者の区分に応じ、当該各号に定める業務及びこれらに附帯する業務とする。

一 法第十六条第一項第一号に掲げる者 次に掲げる業務

イ 譲り受けた貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務

ロ 住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）第三条に規定する保険関係が成立した貸付けについて保険法（平成二十五年法律第五十六号）第二十五条第一項の規定により取得した貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務

ハ 法第十三条第一項第五号から第十号まで並びに第二項第五号、第六号、第八号及び第九号の業務（貸付けの決定及び第三号に定める業務を除く。）

ニ 法第十三条第一項第十一号の業務（同号に規定する生命保険又は生命共済に係る契約の締結を除く。）

二 法第十六条第一項第二号に掲げる者 前号イからハまでに掲げる業務（同号ハに掲げる業務にあつては、貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務に限る。）

三 法第十六条第一項第三号に掲げる者（次項第二号に掲げる法人を除く。） 次に掲げる業務

イ 貸付金に係る建築物若しくは建築物の部分の工事、災害復興建築物、避難指示・解除区域原子力災害代替建築物（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十一条に規定する避難指示・解除区域原子力災害代替建築物をいう。）若しくは原子力災害代替建築物（同法第四十三条に規定する原子力災害代替建築物をいう。）の建設若しくは被災建築物の補修に付随する堆積土砂の排除その他の宅地の整備に関する工事、災害予防関連工事又は法第十三条第二項第五号の規定による貸付け（福島復興再生特別措置法第三十一条及び第四十三条の規定によるものを除く。）に係る土地の補修に関する工事の審査

ロ 建築物又は建築物の部分の購入に必要な資金の貸付けに係る当該建築物又は建築物の部分の規模、規格その他の事項についての審査

四 法第十六条第一項第三号に掲げる者（次項第二号に掲げる法人に限る。） 建築物又は建築物の部分の建設、購入又は改良に必要な資金の貸付けに係る当該建築物又は建築物の部分の構造方法に係る構造計算についての審査

2 法第十六条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関である法人

二 建築基準法第七十七条の三十五の五第一項に規定する指定構造計算適合性判定機関である法人

三 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関である法人

ロ 建築物又は建築物の部分の購入に必要な資金の貸付けに係る当該建築物又は建築物の部分の規模、規格その他の事項についての審査

四 法第十六条第一項第三号に掲げる者（次項第二号に掲げる法人に限る。） 建築物又は建築物の部分の建設、購入又は改良に必要な資金の貸付けに係る当該建築物又は建築物の部分の構造方法に係る構造計算についての審査

2 法第十六条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関である法人

二 建築基準法第七十七条の三十五の五第一項に規定する指定構造計算適合性判定機関である法人

三 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関である法人

○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分） 第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 二十三年（略） 二十四 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第六十三条の五十九第一項の許可 二十五 四十（略） （法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。 一 二十七年（略） 二十八 マンションの再生等の円滑化に関する法律第六十三条の五十九第一項 二十九 六十四（略） 二・三（略）	（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分） 第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 二十三年（略） 二十四 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第五十五条第一項の許可 二十五 四十（略） （法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。 一 二十七年（略） 二十八 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第五十五条第一項 二十九 六十四（略） 二・三（略）

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第四条第三項の政令で定める事由） 第七条 法第四条第三項の政令で定める事由は、次に掲げるものとする。 一 六 （略） 七 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第六十二条第一項に規定する建替え決議、同法第六十四条の七第一項に規定する建物取壊し敷地売却決議、同法第六十四条の八第一項に規定する取壊し決議、同法第七十条第一項に規定する一括建替え決議若しくは同法第八十四条第一項に規定する一括建替え等決議の内容により行う建物の取壊し又は同法第六十四条の五第一項に規定する建物更新決議の内容により行う同項に規定する建物の更新	（法第四条第三項の政令で定める事由） 第七条 法第四条第三項の政令で定める事由は、次に掲げるものとする。 一 六 （略） 七 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第六十二条第一項に規定する建替え決議又は同法第七十条第一項に規定する一括建替え決議の内容により行う建替え

○ 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（広告の規制等に係る許可等の処分） 第七条 法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 一 二十三 （略） 二十四 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百六十三条の五十九第一項の許可 二十五 四十 （略）	（広告の規制等に係る許可等の処分） 第七条 法第十八条第一項及び第十九条（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 一 二十三 （略） 二十四 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百五条第一項の許可 二十五 四十 （略）

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（抄）（第六条関係）

※現行条文は、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令（令和七 year 政令第二百七十九号）」により改正された後の条文（令和七年十二月十八日施行）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 一〓三百八十九（略） 三百八十九の二 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号） 三百九十〓四百七十三（略）	公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 一〓三百八十九（略） 三百八十九の二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号） 三百九十〓四百七十三（略）

○ 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（審議会等） 第十七条 法第四十三条第一項第一号の政令で定めるものは、次のとおりとする。 一 十三 （略） 十四 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十七条、第五十三条、第三百三十六条、第六十三条の二十九及び第百八十五条に規定する審査委員 十五 十七 （略） 2 （略）	（審議会等） 第十七条 法第四十三条第一項第一号の政令で定めるものは、次のとおりとする。 一 十三 （略） 十四 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十七条、第五十三条、第三百三十六条及び第百八十五条に規定する審査委員 十五 十七 （略） 2 （略）

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。			別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。		
政令	事務	（略）	政令	事務	（略）
（略）	（略）	マシヨンの再生等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号） 第一条、第二条（第十五条において準用する場合を含む。）、第四条第四項（第二十九條、第三十五條の三及び第三十九條において準用する場合を含む。）、第二十五條第二項（第三十四條第二項、第三十五條の八第二項及び第四十二條第二項において準用する場合を含む。）及び第三十六條の規定により町村が処理することとされている事務	（略）	（略）	マシヨンの建築等々の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号） 第一条、第二条（第十五条において準用する場合を含む。）、第四条第四項（第二十九條及び第三十九條において準用する場合を含む。）、第二十五條第二項（第三十四條第二項及び第四十二條第二項において準用する場合を含む。）及び第三十六條の規定により町村が処理することとされている事務